

川口都市計画特別用途地区の変更（川口市決定）

川口都市計画特別用途地区を次のように変更する。

川口市		
種類	面積	備考
特別工業地区	約 473.5ha	建築基準法第 49 条第 2 項（緩和） 六間通り線沿道地区 約 3.2ha 減
特別工業地区 （八幡木地区）	約 10.8ha	建築基準法第 49 条第 1 項（制限）
合計	約 484.3ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

六間通り線沿道地区の一部において、用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更し、特別工業地区の指定を解除するものです。